

「若狭を大量の核のゴミ捨て場にしないで下さい！」--2024.8.20 対福井県交渉の記録

日時:2024年8月20日(火) 14時~15時

場所:福井県庁1階会議室

福井県安全環境部原子力安全対策課側出席者:

参事 吉田

参事(安全対策) 山本晃弘

職員 島崎

市民側参加者:13名、マスコミ(福井テレビ撮影クルー、中日新聞、共同通信、福井新聞)

(注:この記録は若狭連帯行動ネットワークとサヨナラ原発福井ネットワークの責任で録音を文字再生したものであり、発言者によるチェックを受けたものではありません。)

(回答)原子力安全対策課で頂いた申し入れ書に基づいて対応させていただきます。申し訳ありませんが、この後、15時から次の予定がございます。その準備もございますので、15時よりも少し前にはこの場を終了させて頂きたいと考えておりますので、それまでの間、よろしくお願ひします。

(質問)今日は、私たちの要望に応じて頂きまして、有り難うございます。もうすでに、今日の申し入れ書をお送りしてあるので、読み上げることにはしませんが、数字が2カ所だけ違ってたところがあるので、これ(修正版)を渡しておきます。私たちは1990年代の中頃からこういう形で県との交渉をさせて頂いておりました、使用済核燃料の貯蔵問題でね。申し入れ書の中にも書いておきましたが、平成15年、2003年ですね、いくつかの質問を文書で出しまして、そのときに県からは文書でこういうふうにご回答して頂いています。この中にも使用済核燃料の問題が書かれています。もし今回、時間切れでということであればね、あとでもう一回きちんと今日の議論を踏まえて、議論の中身を整理させていただいて、質問書を出させて頂きまして、しっかりと回答を頂きたいと思ひます。そこで、平成15年の県の回答ですが、あのときに、2003年に福井県は原子力安全対策課の課員の方たちが中間貯蔵施設は2010年までに操業を開始すると、2010年度以降の使用済燃料の問題については、解決されるものと考えている、と書いています。これ、本当に、あれから21年、全然、解決どころか、何の進展もなく、この21年の間にね、当時、2,600トンだった使用済燃料、若狭にある、関電の分だけです。これが4,000トンを超える膨大な数字になってしまったわけです。これ、やっぱり、国だけでなく、県の無作為の責任というか、余りにも国を信用しすぎるとか、何の疑念も持たずにね、それを国が言うままに、それを県民にも、オウム返しに繰り返してきただけ。その間に、こういう大変な事態になってしまっているわけです。4,000トンを超えるこのゴミ。今から、質問の中にも書きましたけど、もうほぼ、行き先はないというふうな現状になっていると思ひます。私たち、これまでは再処理工場の、福井県の知事もね、再処理工場さえ稼働すればいいんだ、みたいなことを言っていました、とんでもない話で、3日、4日前にね、六ヶ所の再処理工場、2年半の延期ということがほぼ、2~3日後に正式に公表されるらしいですが、再処理工場はもう動かない。こういう、私たちは、別に、私たちは再処理工場を動かしたら、環境中に膨大な放射能が環境に放出される、そんなものを青森県でやるからいいんだということをお思ひないし、再処理はやめてほしいと思ひてきましたけど

ね。いよいよ、皆さん、原子力を進めている側の人たちが期待していた再処理工場は、もう事実上頓挫というか、そのことについては、単に2年半の延期だけに過ぎないかという問題についてはですね、1、2、3ということで、質問していきたいと思ひています。えーっと、もう、回答は用意されているんですか。時間が少ないから回答を用意されているんなら、それを先にお聞きするような形でもいいんですが。

(回答)基本、この前、送付頂いた内容ということでよろしいですか？

(質問)はい。

(回答)この文書で、質問と言ひますか、ゴシックで見出しになっているところを中心に、それぞれ質問があるということで、よろしいですか？

(質問)はい。

(回答)全体的なところで、ご回答させて頂こうかなと思ひています。ちょっと、今回、数値が変わっているところがあるからなんです、前に頂いたところで、説明させて頂こうかなと思ひますので。

(質問)数字が変わったというのはね、プルトニウムの消費量、これが、0.67トン/年から0.69トン/年が変わったということ、これが正しいということです。見出しのところもね。プルサーマルの実績は0.69トンPu/年程度だというふうに変えています。この数字が変わったからといって、内容全体が左右されるものではないです。

(回答)ちょっと、全体的なところでご回答させてもらおうかなと思ひます。まず、まず、中間貯蔵施設の2030年頃の操業開始の目処がないということで、むつ市だったり、上関町での計画ということが出されておまして、6年先に操業を開始するというのは目処が全くないというところがございますけれども、ご承知の通り、むつ市中間貯蔵施設につきましては、8月9日に、青森県、むつ市、事業者で安全協定を締結致しまして、9月までに操業を開始する計画と聞いております。共同利用案につきましては、政策当事者であります国と事業者のほうで取り組んで行くものと承知しております。上関町における中間貯蔵施設、これ、今、いろいろされているということは承知しておまして、ただ、ここでも出されておまして、上関町、それから周辺市町、県などさまざまな関係者のお考えがあるということは承知しておまして、今後の推移を見守ることとしているところです。関西電力におきましては、使用済燃料ロードマップに基づきまして、ロードマップに記載の通り、あらゆる可能性を組合わせて必要な搬出量を確保するとしておまして、その通りにして頂く必要があると考えております。さらに、国におきましても、ロードマップ実現に向けまして、エネルギー政策に責任を持つ国として前面に立って主体的に取り組む考えを示しておまして、合わせて確実に実行してもらう必要があると考えております。

それから、次のご質問の六ヶ所再処理工場は良くて10%操業というところでありまして、英仏プルトニウムによるプルサーマルの実施状況を見れば、というところでありまして、このまま核のゴミになる運命であるというところがございますが、国のほうでは、エネルギー基本計画におきまして、使用済燃料を再処理して、回収されるプルトニ

ウム等を有効利用する、核燃料サイクルの推進を基本的方針としております。ちょうど、エネ基の見直しの議論等ありますけれども、今の現行のエネルギー基本計画ではこうなっておりまして、その同じ、同計画におきまして、六ヶ所再処理工場の竣工と操業に向けた準備を官民一体で進めると。それから、国の関与等によりましてプルトニウムの適切な管理と利用を行うとしてまして、引き続きプルサーマルを一層推進する方針を示しているところでありまして、エネルギー政策に責任を持つ国において、対応していくものと承知をしております。

それから3番目、乾式貯蔵は原発立地県を「核の墓場」にするというところをごさしまして、前段は先ほどの六ヶ所の話で、同じですけども、搬出を円滑にするための乾式貯蔵は、それを覆い隠し、住民を騙すための使用済燃料貯蔵量増強策である、という御意見でございます。これにつきましては、ご承知の通りですけども、関西電力の乾式貯蔵施設は、中間貯蔵施設への円滑な搬出等、搬出までの安全な保管を目的といたしまして、使用済燃料の保管方式を湿式から乾式へ変更するというものでございまして、使用済燃料の貯蔵容量を原則増やさないという方針を示しております。こういう点からも、今回の乾式貯蔵施設の設置計画というのは、中間貯蔵施設への搬出という、これまでの方針に沿ったものというふうに考えております。いずれにしても、今、事前了解という手続きで、今、安全審査をやっておりますので、今の段階では、事前了解という、そういう国の審査が入る、そういう段階であると思っています。

4点目でございますけれども、プルサーマルの実績が0.69トンPu/年程度というところをごさしまして、将来の搬出、関西電力の主張する再処理工場への将来の搬出はほとんどないのではないかと、というご意見でございます。先ほども申し上げましたけれども、国はエネルギー基本計画におきまして、プルサーマルを一層推進するという方針を示しております。それから、電気事業連合会のほうでは、地元の理解を大前提とした上で、でございますけれども、2030年度までに少なくとも12基でのプルサーマル実施をめざす計画としております。その事業者への対応も含めまして、エネルギー政策に責任を持つ国におきまして、対応していくものと承知をしております。

それから、つぎのゴシックのところ、沸騰水型原発のプルサーマルは見通し立っていない、というところで、(加圧水型原発である)敦賀2号機は廃炉となる方向である、と。敦賀2号機が廃炉となれば、その使用済燃料はむつ市へも搬入されない、六ヶ所再処理工場での再処理対象からも外れるのではないかと、というご意見でございます。敦賀2号機につきましては、報道等でも出ておりますとおり、原子力規制委員会から審査書案の作成指示があった状況ということで承知してまして、これに対しまして、日本原電は、追加調査を行うと共に、今後の対応を検討するとの意向を示している状況かと承知をしております。それに対しまして、県としては安全が最優先ですので、8月5日ですけども、事業者から放射線安全部長に説明があった場合には、部長からは今後の対応を十分検討して地元丁寧に説明する必要がある、発電所の安全確保に万全を期するよう伝えたとごさいます。いずれにしても、最終的には、まだ結論が出ていない状況ということでございまして、現状としては事業者の今後の対応を検討するとし

ておりまして、県と致しましては、まずは、事業者の対応を確認していくという状況でございます。

それから、6番目のPWRのステップ2高燃焼度燃料は再処理困難であるというところでございます。全体的なところを申し上げますと、電力事業者でございますが、原子力発電所を設置する際の原子炉等設置許可申請書におきまして、使用済燃料は再処理すると、明記してございます。そういうことで、県内に保管されているすべての使用済燃料につきましては、乾式、それからプールの貯蔵の保管の方式に関わらず、順次搬出されるものと認識しております。国はですね、使用済MOX燃料を含めまして、すべての使用済燃料を再処理して、回収したウラン、プルトニウムを再利用する方針である、というふうに認識してございます。

そのあと、全体的なところでご意見がいくつかございまして、ちょっとかいつまんで申し上げますと、使用済燃料の県外搬出は事実上打開策もなくって、八方ふさがりの状態である、現実離れの妄想ではないのか、という全体的なところのご意見でございます。使用済燃料対策につきましては、エネルギー基本計画におきまして、国が前面に立って主体的に対応するとしてございます。また、昨年改訂されました原子力基本法におきまして、原子力利用に関して国が講ずべき基本的施策に改めて位置づけられたというところがございます。これらの計画、それから法律を踏まえまして国が政策当事者として責任を持って取り組む必要があると考えているところがございます。その上で、使用済燃料対策ロードマップにつきましては、国は使用済燃料対策推進協議会におきまして、実現に向けて事業者間の連携を含めて取組み状況を管理すると述べているところがございます。県としまして、6月7日、国への重要要望というのがございまして、全庁的な要望ということで原子力だけではないんですけども、その際、幹部が、知事を含めまして幹部が上京いたしまして、知事の方から岩田経済産業副大臣に対しまして、当時大臣が国外出張中だったということがありまして、副大臣が対応ということになったんですけども、再処理工場の竣工目標の実現、それから中間貯蔵施設にかかる関係者の理解確保などに向けて国が前面に立って、主体的に取り組むよう強く要請を致しました。それに対しまして、副大臣からも、着実に進めるという回答を得たところがございます。国と事業者は、より一層連携を強化致しまして、ロードマップに基づいて使用済燃料の必要な搬出量を確保する必要があると考えているところがございます。それから、県民の意見を広く聞くべきということ・・・

(質問)それはいいですわ。あのう、今、縷々仰ったこと、従前と何も変わっていないというか、私たちがこういう申し入れすると、国がどうだ、要するに、国の方針がこうだから、我々はそれを素直にそれを見つめているだけであると。そういう建前と現状とはもう全く完全にずれてしまっているんやね。こういうことにちょっとでも関心のある県民や国民やったら、誰にでもわかることですよ。小学生でもこれを教えたら、わかること。そんなこと、16分もこんなこと説明してほしくなかった。具体的に言います、具体的に、県の考え方を私たちは知りたいんです。今、一番最初に書いたように、これまでのプルサーマルの稼働の現状を分析していくとね、六ヶ所再処理工場が仮に動いたとしても、良くて10%程度しか操業できない。だから、40年もかけて再処理工

場にある、すでに再処理工場のプールにある使用済燃料約 3,000 トンをね、ようやく再処理できる程度にすぎない。これかつて、現実にはできるかどうかわかん話ですよ、何もできないかもわかん。このことについて、この事実についてね、計算すれば誰でもわかることやから、県はどう考えているのか、まず教えてください。

(回答)全体像としまして、仰るとおり、六ヶ所再処理工場はまだ稼働していないという状況の中で、県内発電所で、貯まり続けている使用済燃料の問題ということで、ご指摘の通り、六ヶ所再処理工場が今後どうなるかというところに対しては・・・

(質問)今後の話ではないって。

(回答)今、現状の話として、プールに貯蔵されている燃料がありますけれども、いかに安全に管理していくかというのが基本なので、今、現状、あるというものに対して、使用済燃料プールの安全性であるとか、その当りについて、我々として、その安全性について確認する、監視していくという・・・

(質問)そんなこと当たり前でしょう。そんなこと聞きたいんじゃないんですって。

(質問)乾式貯蔵を進めるということなんやな、今の話やったら。

(回答)今の段階では、2段階で進めていまして・・・

(質問)プールが危険やから安全な方へ考えたいというんやったら、乾式しかないでしょう。県としてはそれを進めるという立場なんですね、今の話では。

(回答)先ほども申し上げましたけれども・・・

(質問)そう言ってるやないか。

(回答)いや、言ってないですよ。今あるものを安全に管理するというのを今、言っただけであって、今、私、乾式ということは一切申し上げておりません。

(質問)まあ、いいですよ、それは。だから、六ヶ所再処理工場が仮に動いても、どの程度の操業率になるか、そのことぐらいは県としても心配して考えるのが普通でしょう。これ、本当に六ヶ所へ持って行けるのかな、政治家たちは、持っていくんだ、持っていくんだと言ってるけど。

(回答)そこは、今、国が・・・

(質問)国がで、ないって。これ、計算したら出てくるわけやがね。プルサーマルって、伊方と玄海と高浜でやったけど、ほとんどプルトニウムを消費できてないですよ。こういう状態は、好転しませんよ、ずっと。こんな現実の中で、再処理工場を動かしたら、1年間フル操業したらプルトニウムが年間6トンも貯まってしまうよ。大変な問題になる。そんなことは、県は当然心配するでしょう。してないの？

(回答)ですので、繰り返しになるんですけども、エネルギー基本計画でプルサーマルを一層推進する方針を示していて・・・電気事業連合会も今進めていると・・・

(質問)計画のことはいいんやって。わかってますって、それは。国や電力会社がどういう方針を出しているかというのは、わかっているよ、僕らも。そうじゃなくて、現状は、それに・・・

(回答)しっかり、対応してもらおうと・・・

(質問)しっかりではあかんのやって。

(質問)ちょっと具体的にね、指摘させてもらいますわ。先ほどお配りしたこの資料のですね、2枚目の⑤、この⑤にプルトニウムを消費できる、まあ、プルサーマル原発というのがリストアップされていますね、これが現状ですわ。その下の⑥に、各社のプルトニウム所有量があります。これは2024年4月1日現在ですけどね、上のプルサーマル原発でプルサーマルを実施している原発というのは、このちょっと薄く書いてある、高浜原発3・4号機と四国電力の伊方原発3号機、それから玄海原子力発電所の3号機、その4基だけなんですよね。これまでの実績があるのは。それはもうご存じですよ。いわゆる適合性審査で認可がされているもので、プルサーマル原発の対象となっているものは、島根2号機、これは沸騰水型で初めてですけど、それと東海第二発電所、この2つだけなんですけど、東海第二発電所はあと2年ちょっと、防潮堤の工事で動かない。で、島根2号はようやく、再稼働するかどうかで、プルサーマルをやるかどうかというのは、初めてのプルサーマルですから、これから地元合意を得る、そういう段階なんですね。この下の⑥の、プルトニウム所有量を見て下さい。一番右端に合計のプルトニウム所有量があって、一番でっかいのは、13.5トンのプルトニウムがあるのが東京電力ホールディングスです。で、東電がプルサーマルを予定していたやつは柏崎刈羽3号機やったんですね、今は未定になっている。柏崎刈羽の6号機、7号機は再稼働しようとして、地元の合意がまだ得られていない。しかも、プルサーマル対象の原発ではない。ここでプルサーマルをやるかどうかは決まっていない。だから、東京電力の13.5トンのプルトニウムは減少する目処が、見通しが全く立たない。2番目に多いのが関西電力で、11.3トンです。その次に多いのが、日本原電、中部電力、こうなるんですが、日本原電は、敦賀2号が不合格、東海第二原発は防潮堤の工事でほとんど動かない、2年以上。そういうふうな状況の中で、プルサーマルを順調にやると言っても、沸騰水型で目処がありそうなのは、島根2号機だけで、これも、プルサーマルの合意は得られていない。これから審査されるという対象ですよ。こういう中で、沸騰水型でプルサーマルが進む見通しは、原子力安全対策課としてお持ちなのか。政府が進めますよということを鵜呑みにして、はい、そうですねと納得される根拠、それを示して下さい。見通しが全くないじゃないですか、沸騰水型の。

(回答)・・・(沈黙)・・・

(質問)これまで政府がいろいろやります、やります、関電がやります、やりますと言ってたけど、全部、できなかったんですよ。関電がロードマップ出してきた、その最初のやつが、六ヶ所再処理工場を2025年に稼働して、2026年から使用済燃料を搬入する。この計画はもう、一昨日の、六ヶ所再処理工場を2年半延期するということで、2026年度末までは操業もできないし、受入れもできない。ということは、ロードマップがもう破綻したんですよ、その時点で。それを認めた上で、それでもなお、このロードマップ通りに行くんだということを仰るんですか？それはもう全然なりたん話じゃないですか。

(回答)ただ、六ヶ所の報道でございますけれども、ただ、報道などで出てます、日本原燃が正式に・・・報道してまますところによりますと、7月17日でございますけども、規制庁の方から、今後の審査対応の全体計画を提示するよう指示があったと・・・

(質問)もういいって、その話は。知ってるよ、僕らみんな。

(質問)決まるのはまだ少し先の話だというだけのことでしょ。それで待ったからといって根本的に変わるという状況ですか？

(回答)まだ、日本原燃の方は、目標時期を変えたということはまだ言っていないということ・・・

(質問)そんな認識なんか？

(回答)次回の審査会合で、そういう議論があるという・・・

(質問)8月下旬ですから、今週末か、来週ですわ、そこで決まって初めてあなた方はその延期ということをお認めになるわけですね。

(回答)いや、その審査会合の中を見ていくということでございます。

(質問)ロードマップ通りに行くように進めるという今の基本姿勢は変わらないと。これだけ、2年半延期するという方針が中から出ているのにな。

(回答)中から出ているというのはちょっとわからないんですが・・・

(質問)マスコミが取材して、読売新聞ですよ、NHKですよ。根拠のないことは言わない。

(回答)新聞報道で出ていることは承知してはいますが、日本原燃の方でまだ正式に公表しているわけではないよということを上記している。

(質問)それは正式ではないけど、正式に決まらないうと、そういうのは全然判断しないというのが原安課の態度ですか。先、先に手を打つということはない、と。先読みをして方針を立てるということは最初から放棄している、そういうことですか？

(質問)待ってるわけね？口を開けて。

(回答)今の段階では、審査会合の状況を確認していくということです。

(質問)県として具体的に考えなあかんことが全部放棄されているやないか。

(質問)水掛け論になるかもしれんので、それやったらね、今、この原発の中で、今やっている高浜3・4号、伊方3号、玄海3号、これ以外にプルサーマルをやる目処が、ここ10年以内にあるような原発はどれですか？

(回答)それは国と事業者の方で考えて頂くことになる。

(質問)ないじゃないですか、実際に。見通しが全然立ってないじゃないですか。島根2号だけです。再稼働できそうな感じなのは、それも申請してプルサーマルの資格を取らないかん。それから地元合意もとらなあかん。数年先から、10年先ですよ、そういうのができるのは。そういう現実があってね、沸騰水型では全然見通しが無い、一番最大のプルトニウム所有者の東電ホールディングスがプルサーマルをできない状況である、と。この実態を認めるか、認めないか、それでも、やらせるということで期待を県民に抱かせる、そういう立場を原安課はとられるんですか？

(回答)・・・(沈黙)・・・

(質問)ここ大事なところなんですよ、ちゃんと答えて下さいよ。

(回答)・・・(沈黙)・・・

(質問)10年、20年たって、やります、やります、言うてる間にね、福井県下で使用済燃料がドンドン、ドンドンと貯まっていくんですよ。でも、いずれは出ていきますから我慢して下さいと仰るんですか？

(回答)そういうことを申し上げているわけではなくて、国のエネルギー基本計画でそう謳っておりますし、使用済燃料対策についても、原子力基本法の方で・・・

(質問)それが裏切られてきたんでしょ、20年も、30年も。

(回答)今、うまくなっているかどうかは別としまして・・・

(質問)別にはならん。

(回答)重要要望の際に、しっかり対応して下さいということと要望しております、いずれにしてもしっかり対応していくと・・・

(質問)しっかり対応するという事は、早く動かせということか？

(回答)そうではなくて、対策して下さいということですよ。

(質問)いや、一般論じゃなくて、原安課というのは、県民の命と財産を守らないかんわけでしょう、原発事故とか、放射性のゴミからね。そういうふうな立場にありながら、そのプルサーマルの見通し、再処理の見通し、具体的に評価した上で、具体的に政府とか電力会社に言っていない、あかんわけでしょう。具体的な評価が、まず、ないじゃないですか。

(回答)・・・(沈黙)・・・

(質問)それなら聞きますけど、この質問に書いてる、六ヶ所再処理工場が動いても10%前後の操業しかできないというふうな、こっちが見ていることについて、これは、あなたたち間違っているという、何か言えますか？どこが間違っている？

(回答)間違っているということは、私たち言ってませんが、これはまだ操業していないので、わからないというのが現実だと思います。

(質問)いや、実績について言っている、実績。

(回答)実績はまだ、再処理工場が稼働していないので・・・

(質問)プルサーマルの実績がすでにあるじゃないですか。

(回答)再処理工場の話は今、言ったんです。

(質問)ああ、再処理工場？はい、はい。今、プルサーマルの話へ移ったんやけど。

(回答)今、10%と仰ったんで。

(質問)10%操業になる、その根拠はと言ったら、プルトニウムが消費された程度にしか六ヶ所が動かないから10%程度にしかならないよという主張なんですよ。あのね、実態は、この⑧のこの表ですよ、原子力委員会がIAEAに報告している日本の国内でプルサーマルでプルトニウムがどの程度装荷されて消費されたかというデータを全部まとめたやつです。プルトニウム消費の実績は2009年からオープンされてるんですけど、2009年から玄海3号で装荷されて、そこから、今、2024年、15年経ったんですけど、15年経ってどれだけプルトニウムが消費されたかという、⑦の5.7トン、これが今、消費中なんですけど。15年経って5.7トン、ということはね、再処理工場がフル操業したら6.6トンのプルトニウムが生成される、それにも満たない量が

1年じゃなくて、15年かかってようやく、処理されるというレベルなんです。ということはね、10%操業どころじゃないんですよ。これはもう、数%の操業、5~6%とか、そのオーダーでしかプルサーマルというのは実際にはやれていない。これはわかりますよね。それは、もともと、2010年にプルサーマルを始めた福島第一原発の3号機、プルサーマル原発でしたけど、炉心溶融事故を起こしました。だから、そこで中断して、全部原発が止まったわけです。その停止期間を考慮するとプルサーマルの実績がすごく下がるから、そういう停止期間を全部除いて、定検が3ヶ月という前提で、どれぐらいの消費があるかというのを計算したのが、この⑦の表ですわ。この表で、高浜3号で0.368トンのプルトニウムが1回目のサイクルで装荷されて、3サイクルかかって消費されるんですよ。そういうものが4回装荷されている、高浜3号の場合はね。その4回装荷されたやつで、合計1.9トンなんですけど、1.9トンを消費するのに、7サイクル回しているわけですよ。年当りに換算すると一番右の0.204トンになる。同じように、伊方3号は7サイクルじゃなくて6サイクルでやった場合の、動いている間のプルトニウム消費量が年平均0.104トン、玄海3号機は0.222トン、これは5サイクルまでですけどね。それで、伊方3号と玄海3号は今、プルサーマル中断中です。今、プルサーマルをやっているのは高浜3・4号だけです。そういうプルサーマルを実施しているやつを、この停止期間を全部除いて、プルサーマルがずっと連続して続いてやられていたと仮定して、計算した年平均消費量が、0.692トンなんです。これが7サイクルでずっと続いてきたと仮定したときのやつ、それが、六ヶ所再処理工場が10%操業した場合に出てくるプルトニウムとコンパラであると。だから、そのような調子で、今後やるとしたら、六ヶ所再処理工場は動いたとしても10%程度ですよ、と。で、今後、伊方3号と玄海3号はですね、プルトニウム交換、フランスのプルトニウムとイギリスのプルトニウムね、これを交換してフランスへ持って行って、そこでMOX燃料に加工してプルサーマルをやるようとしている。その量も、大体、この実績と同じなんです。伊方3、玄海3ね。で、高浜3・4号はそれぞれ、16体を3サイクル回すというそのサイクルでしかやっていない。だから、これまでの平均よりも少ないんですよ。だから、そういうふうなことを合わせていくと、これまでの実績と、これから10年間行われるであろう、プルサーマルの実績、まあ、計画ね、それとほとんど変わらない。今後10年先をみてもプルサーマルは、六ヶ所再処理工場が10%操業できる程度にしかできないということが、現実のものとして、もう、出てきている。これを知った上でね。あなた方は、いやいや、フル操業できるんですというような、空想を県民に語られるんですか？

(質問)理解して頂きました？

(回答)そういう言い方はやめて頂けますか。一つ一つ、話している中で、今、長沢先生とお話してるんで。まあ、ちょっと、県の立場、県のスタンスというところと、実際、長沢先生がこうやって計算されて、現実の評価というか、ここは、まあ、あのう、これまでの、以前から、山崎さんも1990年代から我々原安課とこうやりとりされている中の経緯も、私もちょっと聞いていましたので、その関係で、うまくいってないという実情というのは十分理解しています。その上で、我々というか、私のスタンスというか、県のスタンスでいうと、よその電力がどうのと、そういうところまで言及できないん

です。どうなるかわからないところに、無責任に話ができる、できないと言えないんですけども、ただ今、貯まり続けている使用済燃料をどうするかというのは、我々の立場として、今ある、正に今、若狭の発電所にある使用済燃料プールのいかに安全に管理するか、まあ、監視するか、そこに尽きると思っています。プルトニウムの問題については、プルサーマルという話もありますけど、プルトニウム40トンはどうするかというところについては、国際的にどう見られているか、原子力委員会もどう対応されるかというのがありますけども、そういった、内外の事情も踏まえて、国策としてどう進めていくかという、そういう立ち位置だと思っておりますので、先ほど吉田の方からお話しましたが、我々としては、国にしっかりとこういう課題に対応して頂くというスタンスとしか、お伝えしようがないというのが現状です。

(質問)いや、違うんですよ。あのね、伊方と玄海は、もうフランスのプルトニウム所有量を全部使ってしまいました、と。イギリスのプルトニウムはイギリスではMOX燃料に加工できないから、これで終わりですよと言ったときに、いやいや、イギリスとフランスのプルトニウムを交換してやりなさいよということを国が指導して無理矢理やらせている。それをやったとしても、これまでの延長と同じで、10%操業レベルの消費にしかならんわけですよ。一番プルトニウムの量の多い東電ホールディングスが全然見込みがないじゃないですか。日本原電も見込みがないじゃないですか。そういう状況を目の当たりにしてね、これからやります、国が努力しますということをおあそうですか、賜りましたで、済むんですか。

(回答)そこは、我々としては言い続けていくしかなくて、結局、国策、エネルギー基本計画の立ち位置、それがベースにありますので、それをどう位置づけるか、どう進めていくか、そこなんだと思っています。

(質問)それだったらね、県内に使用済燃料がドンドン貯まっていくんだから、原発をストップして、使用済燃料のドンドン貯まっていくのを止めてくださいというのが、県民の安全の確保する上で一番重要なことじゃないんですか。

(回答)それで今、貯まっていくということなので、昨年ロードマップをつくって、あらゆる手段でということなので今、進めているところなんで・・・

(質問)あらゆる手段のね、この関電の詐欺師的話法について、回答が途切れたんで、これについて回答を聞かせてもらえませんか？

(回答)これはちょっとお聞きしたかったんですけども、プール貯蔵容量から1炉心分を差引いたというところから、ちょっとわからなくて。端的に言いますと、たとえば、美浜を例にされているので、美浜の例で言いますと、使用済燃料のピットの物理的容量は809体ですよ。関西電力は809というのを上限にします。隣に乾式ができようが、809という数字を変えませんかというところを、原則809でやりまますと言っているんで、特に、ここの取締役の発言に対して、我々は、違和感を感じません。なぜかという、たとえば、使用済燃料ピットの容量をAとすると、乾式で何かできるBがあるとすると、 $A-B+B=A$ なんですよ。だから、809というこれは変わってないので、ここは巧妙な詐術というのはちょっと理解しにくいところがありまして・・・

(質問)あなたは山本さん？

(回答)はい、山本です。

(質問)前も話しましたよね。

(回答)あ、前回、11月に私も記録見たんですけど、この話はしてないんですよ。

(質問)使用済燃料の量で9年まで美浜原発持つかという話で、いろいろ議論やりましたよね。

(回答)私じゃないと思いますけど。

(質問)そのときに仰っていたのが、1炉心分を空けてないといけないのに、それを空けない状態で運転しようとしてますよということを警告したら、いや、これは1炉心分を空けてしか運転できませんよと仰ったのは原安課なんですよ。

(回答)それは、誰か、担当はわからないですけど、そういった、前回、長沢先生がそうやって仰っているのは私も確認しました。それで、たとえば、定期検査に入ったときの段階をイメージしますと、1炉心分を空けなきゃいけないというのはルールなので、技術基準で決まっているので、違反なんです、もし、それで入れようとしたら。

(質問)そう、そう。

(回答)そんなことは、まず、我々が許さないという以前に、規制側がまず許さないんで。それは、絶対あり得ないです。

(質問)ちょっと待ってね。そうなったら、ピットの容量が809体だと、1炉心分が157体だと、だから、使用済燃料を入れられる容量というのは、809体じゃなくって、1炉心分を引いた、652体、これが、今の美浜3号の使用済燃料の貯蔵容量だという、これはいいですよ。

(回答)この言葉の、使用済燃料の貯蔵容量という言葉なんですけど、これだと、お書きになっている使用済燃料ピットの貯蔵容量と使用済燃料の貯蔵容量とちょっと・・・

(質問)違うんです。別々です。

(回答)ということ仰っているということですね。

(質問)そう、そう。

(回答)809よりプラスにはならないんですよ。

(質問)あのね、今の使用済燃料の貯蔵容量は、652体であって、これ以上に増やしてピットを埋めることはできない、これはいいですよ。

(回答)なので、809というのは乾式があろうとなかろうと、実際容量は809より増えますけど、関電取締役が言っているのはこの通りで、809、これよりも増やすことはありませんよ、原則増やすことはありませんよと言ってます。そこはOKです。そこから157体は当然、空けなきゃいけないですよ。ということで、809の中の157は空けなきゃいけない。

(質問)だから、核燃料のスペースとして157体ね、それは空けとかないかん、炉心にあるやつをボコッと動かさなアカンからね。

(回答)もちろん、そうですね。

(質問)運転中に使用済燃料が占められるピット内の容量というのは652体を超えることはできない。これは法令で決まっているからそうですね。それが今のピット内の使用済燃料の実質的な貯蔵容量なんですよ。

(回答)そうですね。まあ、言葉は色々ありますけど。

(質問)で、1炉心分使えないから、1炉心分を外に出して、乾式貯蔵できるようにして確保する、わかりやすくすると、⑬の図を見てもらったらわかりやすいと思います。

(回答)これは関西電力に確認というか、まあ・・・

(質問)⑬を見てください。⑬のこれ、美浜3号ですよ。809体があって、1炉心157体・・・

(回答)これ違います。この空き容量の220体のところに、乾式の210体が入る。もし、乾式をやるのであれば、この空き容量は10になります。

(質問)そうじゃなくって、現状ですよ。乾式貯蔵が今ない状態。今ないでしょう。で、1炉心157体は使えない。

(回答)それはこの通りです。

(質問)ということは、今、貯蔵量は432体あって、空いているのは220体だと。だから、今後できる使用済燃料はこの220体を超えることはできない。これを超えちゃったら、1炉心空かなくなるからね。

(回答)昨年末、美浜は定検に入ってこれ減ってるんで・・・

(質問)それはわかってますよ。この状態から乾式貯蔵へ210体が出たということは、1炉心の157体がこの乾式貯蔵で確保されたということになるんですよ。

(回答)ならないですよ。これはそのう、809体と書いて頂いた、これで、今、関西電力が公式に言っている、関西電力の取締役の話もそうですが、809を、まさにここに書いてある「具体的に申し上げますと、乾式貯蔵と使用済燃料ピットの貯蔵量の合計が使用済燃料ピットの貯蔵容量を超えないようにしてまいります」としています。だから、809は超えませんよ。乾式分と湿式分の合計は、湿式分は809を超えませんと言っているのも、もし、乾式貯蔵をするのであれば、210はこっちに行くという話です。

(質問)いや、違いますよ。使用済燃料の容量がピットの貯蔵容量を超えないというのが、ここのやつですよ。

(回答)これは関西電力の取締役が言っているこのとおりなので、我々はこれ以上話してもしょうがない。

(質問)あなたの理解が間違っているから言っている。

(回答)いや、間違っていないです。809を超えないというのは関西電力が言っている公式の見解および、まあ、言いましたけど・・・

(質問)あのね、もう一度確認しますよ。乾式貯蔵を消して、使用済燃料が貯蔵できるスペースというのは、この432体プラス220体の652体である、これ間違いないですね。その652体から、あなたの仰ったこの乾式貯蔵と貯蔵されている使用済燃料を足して809体を超えないというのがこの表現ですよ。

(回答)いずれにしても・・・

(質問)いやあ、違う、違う、そこはごまかさんといて下さい。ここに書いてあるのは、乾式貯蔵と使用済燃料ピットの貯蔵量、使用済燃料ピットの貯蔵量というのは、ここの貯蔵量ですよ。

(回答)みなさん、それで理解されてるんですか？

(質問)理解していますよ、みんな。

(回答)違うと思います。1炉心空けるのはあくまでこのプールのところで、157を空けておくということなので、ここはまさに809ある、ここが今、前提となっているので、「809を超えないようにしてまいります」というのは、809を超えないということなので、その中の157は空けておくという、ただ、それだけの話です。

(質問)いや、そうじゃないですよ。

(回答)違わない、そうなんです。

(質問)そうなんですって、誰が言ってるんですか？あなたの理解でしよう？

(回答)私の理解でもありますし、関西電力に確認しましたが、そうです。

(質問)いや、それやったらね、乾式貯蔵を設置する必要は全くないじゃないですか。

(回答)それは我々に言われても困るんですけど。

(質問)この言っていることを具体的に書いたらね、乾式貯蔵に入っているスペースの量ね、それと使用済燃料ピットの貯蔵量、この量(ピット内の貯蔵量)ですよ。ここは今、空き容量が220体あるけど、220体まで一杯になったら、652体入る。それと、乾式貯蔵で蓄えられているやつが、合計809体を超えないようにしますというのが、この表現であって、日本語の解釈はこれ以外にない。

(回答)日本語でも、取締役の回答は話している言葉はそうかも知れないですけども、それ以前に、関西電力が示している、乾式の計画のときに、まあ、言っている、出しているものからすると。するとじゃないですよ、809は超えないんですよ。そんなことさせませんよ。原則で言っているところは。

(質問)それやったらね。この、652体が使用済燃料として発生しうる最大値だと仰るんですね。だったら、652体まで使用済み燃料が出たらもうあかんということですよ。

(回答)単純にいうと、809から157を引いたものが、今、関西電力における原則の数字です。

(質問)それは、使用済燃料ピット内に貯蔵できる量や。

(回答)ピットとか関係なく、言わば、発電所内に保管する量です。

(質問)ちょっと待って、それはここで言っていることと違うよ。

(回答)言っていることと違う・・・ここ引用されていますけど、取締役の1つの発言からそう解釈してますという、仰っているのは、そちらの解釈でいいんですけど、我々としては、809から157を引いた数字が652、関西電力が言っている、原則これ以上増やしませんと言っている発電所敷地内の数です。

(質問)そしたらね、652体が使用済燃料の貯蔵容量ですということですよ。

(回答)そうです、そうです。

(質問)それやったら、この乾式貯蔵とピット内の使用済燃料貯蔵量を足したやつがね、809体(を超えない)という表現はおかしいじゃないですか。足して652体(を超えないという表現)じゃないといけない。

(回答)我々におかしいと言われても困るんですけど。

(質問)違うんですよ、これはね、株主総会で、ちゃんと責任ある立場で表現したやつですよ。

(回答)関西電力とやりとりして頂ければいいんですけど、我々、こうして非難される理由が全くわからない。発電所に貯まった使用済燃料をこれ以上増やさない、敷地内でこれ以上増やさないというものをシーリングというかまあ、その数字を超えないように、今、乾式を入れると言っているので、今、事前了解願いとかがそういう手続きが・・・

(質問)そしたら、関西電力が乾式貯蔵とピット内の貯蔵量が652体を超えないということを、どこで言ってます？

(回答)どこで言ってますって？

(質問)どこでも言ってないですよ。

(回答)トータルで809という・・・

(質問)809というのは、使用済燃料ではないですよ。

(回答)1炉心分抜いた分ですけども、トータルで、リミットがあるんですから・・・

(質問)トータルでリミットというのはね、使用済燃料のリミットではないんですよ、ここは。

(回答)今、仰った、「使用済燃料の」というのは？言葉があれなので・・・使用済燃料とは？

(質問)使用済燃料というのは、3サイクル回して出てきた、使用済になった燃料・・・

(回答)燃料集合体？

(質問)そうそう、使用済燃料集合体。

(回答)単純に言うと、乾式がない状況で、今、トータル809の物理的な、まあ、傘立てでもいいんで、そこに809の傘が置けますよとなっているけども、157分は当然空けなきゃいけない。残りの652までしか、原則、ここまでしか埋めません。今、乾式が出てきたから、乾式の数字分だけここから抜きますってということなんです。それは、これ以上、貯まり続けるというところに対して、関西電力からは今ある809、物理的にある809、これ以上増やしませんというところから、今、スタートしているんで、そこは、何ら、私はここに対して、いろいろ解釈がみなさん・・・

(質問)それなら、OKしますわ。それなら、美浜原発はあと4回燃料交換したら、使用済燃料ピットは満杯になるんですよ。これは関西電力も言っているし、原安課も認めているところですよ。

(回答)もちろん、そうですよ。

(質問)そしたら、4回交換したときに、乾式貯蔵があろうがなかろうが、運転停止になりますよと、そういう理解でいいんですか？

(回答)そうです。関西電力が原則という言葉はありますが、そこがMAXだと思っています。

(質問)ということは、もう、乾式貯蔵があってもなくても、たとえば、高浜やったら、3回ぐらいの交換やから、あと2回ぐらいしか交換できないですよ。大飯やったら、あと3回ぐらいしかできない。そういう理解でいいんですか？それは約束されますね。

(回答)はい。関西電力は原則そうしますと仰ってるんで、そこが今、ベースになっています。その議論はまさに今・・・

(質問) それやったら、乾式貯蔵を入れる理由が全くないんだけど？

(回答) それを我々に言われても・・・

(質問) それやったらね、なんで、こんなに大きな容量、合計700トン、そんな大きいやつがあるの？2,000トンの1/3ぐらいあるんですよ。そんな中間貯蔵の1/3の容量の乾式貯蔵がなぜいるの？搬出するだけやったらね、キャスク2～3基の分でいいじゃないですか。それもわざわざ、貯蔵場所をつくる必要はなくて、プールの中に貯めときゃええ話でしょう？

(回答) そういう見方もありますけど・・・

(回答) 関西電力が700トンと言ってますのは、ちょっとその当時ですけど、中間貯蔵施設へ輸送船で輸送する、輸送船の積載可能量とか、年間の輸送可能回数から算出して、年間の輸送可能量として設定しているという説明をしていますので、我々は、そういうものだというふうに、考えております。

(回答) 2基、3基でいけるだろうというイメージはあるかと思いますが、私も発電所へ何回も行ってますが、一定出そうした場合に、ある程度の容量というか、容器ということで、対応するという、そういう話だと思うんですけど。

(質問) それやったら、このね、

(回答) ここはごめんなさい、解釈の違いかもしれないですけど。

(質問) いやー、関電の言ってることと、あなた方の言うことは全く違うと思う。

(回答) それは間電に確認しました、午前中。これについて。

(質問) ふーん、で、652体が使用済燃料のアップパーですよと仰ったんですか？

(回答) はい、それが、関電が原則対応していくというところになります。

(質問) そしたら、この発言の理解は、このピット容量の1炉心分は空けとかないかんねというような質問があって・・・

(回答) 長沢先生が仰っているのは、乾式貯蔵が210体で、使用済燃料ピットの貯蔵量が652か809かわからないけど、というそういう捉え方をされているのですか？

(質問) 乾式貯蔵の貯蔵量とピット内の貯蔵量ね、貯蔵量というのは、これは使用済燃料の容量として質問があって、それに対して、回答してるんですよ。だから、対象は使用済燃料、ね。乾式貯蔵で貯蔵されている使用済燃料の量と使用済燃料ピット内の使用済燃料貯蔵量の合計がピットの貯蔵容量を超えない、だから、809体を超えないというのが、ここのはやつですよ。ここには1炉心分を空けとかなあかんというのは一切、入ってこない。

(回答) 我々は関西電力の発言まで、そこまで、指導はできない。

(質問) あのね、前もそうなんだけど、関西電力はね、美浜原発9年間運転できますよと仰ってて、我々はそれは嘘ですよと、指摘した。ところが、あなた方は関電にもう一度聞かれて、関電の説明は正しいと仰った。

(回答) 私、それ何も担当していないんで。そもそも関西電力の広報がおかしいというか、そもそも、これから運転する

年数などはわからない、定期検査にいつ入るかわからない、定期検査で何体を取り替えるかわからない、そういう中で、ああいう数字を細かく出すというのは、非常に前提条件を色々置かないと決められない。

(質問) 前提条件を置いた上での議論ですよ。ところがね、関電は同じ前提条件を置いて、ロードマップを出すときには、9年というのは飛んでしまって、6年です、5回しか交換できませんというふうに変ったんですよ。7回ぐらい交換できます、9年運転できます言うてたやつが、それをボーンとかなぐり捨てて、5回、6年でもうあきませんということロードマップ公開のときに仰った。これはね、関電がいかに平気でウソをつくか、原安課がそれを丸呑みにして、関電にだまされてきたか、その歴史が示しているわけですよ。今回も同じですよ。忠告しますわ。あなたは完全にだまされている。関電が大ウソをついている。

(回答) 関西電力が説明に来られている、そういう所で、そういう話をされてます。これはまた、今・・・

(質問) それやったらね、関電に再度、ちゃんと確認してください。652体、これが使用済燃料の乾式貯蔵とピット内にある量のアップパーです。これは守られますかと、ちゃんと聞いてください。

(回答) 原則、そういうことになっていますということで・・・

(質問) いや、原則じゃなくて、それは超えませんか。

(回答) そこは、原則というのは、すでに紙で出てますけども、それをちょっとみていただければあれですけども、そういうことになっています。

(質問) 紙で出ていることと違うことを言っているということで、問題にしているわけですよ、株主総会で。

(回答) 言っているところを我々は・・・

(回答) そこは関西電力に直接聞いてください。本当にもう時間一杯対応させて頂きましたので・・・(騒然となる)

(質問) 我々のほうから申し入れるんじゃないで、県の方から、こういう問題について県民とちゃんと議論しますという場を設けるべきだと思います。

(回答) もう時間一杯やらせて頂きましたので、退室させて頂きます。(原安課は後の会議の準備のため急ぎ退室)

(了)